

麴士規約

第1条（本規約の目的）

麴でロハス推進会（以下「当会」という）は、麴士との間に麴士規約（以下「本規約」という）を定め、これにより当会の運営を行う。また当会が随時発表する諸規約も、本規約の一部を構成します。

第2条（麴士登録）

当会が実施する初級麴士取得講座又は短期集中上級麴士取得講座を履修し認定証書を受領した後麴士登録を行います。

第3条（会費）

麴士資格に対して、入会金及び更新料は一切かかりません。

第4条（麴士資格の更新）

麴士資格は、麴士自ら当会の退会を希望した場合又は当会が資格取消しをした場合を除いて麴士の資格は保持されます。

第5条（麴士の呼称）

麴士は取得した資格に応じ以下の呼称を使用することが出来ます。

呼 称	取 得 要 件
初級麴士	初級麴士講座終了
上級麴士	上級麴士講座又は短期集中上級麴士講座終了
薬膳麴士	薬膳麴士講座終了

第6条（麴士の権利）

麴士は以下の権利を有します。

- （1）初級麴士は、初級麴士講座テキストに記載されているレシピを他者に教授することができます。ただし、米麴造り、麦麴造りに関してのレシピを他者に教授することはできません。
- （2）上級麴士は、初級麴士講座テキスト及び上級麴士テキストに記載されているレシピを他者に教授することができます。ただし、米麴造り、麦麴造り、玄米麴造り、黒麴造りに関してのレシピを他者に教授することはできません。
- （3）薬膳麴士は、初級麴士講座テキスト、上級麴士講座テキスト及び薬膳麴士講座テキストに記載されているレシピを他者に教授することができます。また当会が定めた開講要項に沿って初級麴士取得講座を開講することができます。ただし玄米麴造り、黒麴造り、はとむぎ麴造り、大豆麴造り、醤油麴造りに関してのレシピを他者に教授することはできません。

第7条（当会の商標等の利用）

当会が権利を保有する商標登録済の「麴士」は、名刺、ホームページ、ブログ、SNS 広告などで利用することができます。

第8条（遵守事項）

麴士は自ら主催する講座やワークショップを運営するにあたって以下の事を遵守しなければなりません。

- （1） 講座やワークショップを適切に運営し、受講生に対して誠実に接すること。
- （2） 受講生の個人情報は業務上での連絡事項以外に使用しないこと。
- （3） 受講生からクレームがあった場合は、迅速かつ誠実に対応すること。紛争が生じた場合は、自己の責任において適切に解決すること。

第9条（知的財産権の取り扱い）

当会が製作した教材、書籍、レシピ等に関する知的財産権は当会に帰属します。

麴士は、これらの知的財産権の侵害と漏洩、又は第三者による侵害と漏洩の助勢をおこなってはけません。当条項及び麴士がその資格を喪失した後も効力を有します。

第10条（麴士資格の取消し）

当会は麴士が本条項に反した行為を行った場合には、麴士資格の取消し、又は当会が適当と認める措置を講じることができるものとします。

- （1） 他の麴士のプライバシーを侵害する、または侵害する恐れのある行為。
- （2） 当会又は当会関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為。
- （3） 当会の事業において、秘密とする情報の漏洩。
- （4） 当会の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するような行為。
- （5） 当会の事業を妨害するような行為。
- （6） 第6条（麴士の権利）の範囲を逸脱した行為。
- （7） 当会オリジナルの意匠登録済製麴箱を模して製作し販売する行為。
- （8） 麴造りに関して又はそれを含む独自のライセンス取得講座を開講する行為。
- （9） その他当会が不適切と判断する行為。

第11条（合意管轄）

当会と麴士との間で紛争などが生じた場合はお互いに誠実に協議の上円滑に解決を図るものとします。

第12条（規約の改正）

本規約は、当会が必要と認めるとき、当会のホームページへの掲載その他の方法により改正します。

（附則）

この規約は、2023年2月3日から施行します。